証券コード　3302
平成31年３月８日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋二丁目５番１号
帝国繊維株式会社
代表取締役会長　飯田　時章

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成31年３月27日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、上記の行使期限までにご行使ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成31年３月28日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
（八重洲ファーストフィナンシャルビル３階）
ベルサール八重洲　ＲＯＯＭ１・２・３

３．目的事項

報告事項
１．第93期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第93期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第６号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　取締役報酬枠の一部改定の件

＜株主提案（第７号議案から第９号議案まで）＞

第７号議案　取締役の選任の件
第８号議案　剰余金の配当の件
第９号議案　定款の一部変更の件

株主提案（第７号議案から第９号議案まで）に係る議案の内容および提案の理由は、後記「株主総会参考書類（16頁から22頁まで）に記載のとおりであります。

４．議決権の行使に関する事項

３頁の「議決権行使のご案内」および４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

以　上

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.teisen.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまにご提供いたしております。

なお、監査報告書を作成するに際して監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.teisen.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

1．株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

日 時 **平成31年３月28日（木曜日）午前10時**

場 所 **東京都中央区八重洲一丁目３番７号**
（八重洲ファーストフィナンシャルビル３階）
ベルサール八重洲　ＲＯＯＭ１・２・３

2．書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 **平成31年３月27日（水曜日）午後５時到着分まで**

3．インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 **平成31年３月27日（水曜日）午後５時入力完了分まで**

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

（1）書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、**同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログイン**していただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

（2）行使期限は平成31年３月27日（水曜日）午後５時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

（4）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（5）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル　0120-768-524（平日 9：00～21：00）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

第７号議案から第９号議案までは一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は16頁以降をご参照ください。
会社提案である第１号議案（剰余金の処分の件）と株主提案である第８号議案（剰余金の配当の件）は両立しない議案となります。つきましては、**両議案について「賛」の欄に○印をされた場合、その内容は無効とさせていただきますのでご注意ください。**
各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、会社提案には賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

（議決権行使書用紙イメージ）

議 決 権 行 使 書

帝国繊維株式会社 御中

私は、２０１９年３月２８日開催の貴社第９３期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

２０１９年３月　　日

当会社は、各議案につき賛否の表示のない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。また、書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

帝国繊維株式会社

株主番号　　議決権行使個数　　個

会社提案							
第１号議案	第２号議案	第３号議案	（下の候補者を除く）	第４号議案	（下の候補者を除く）	第５号議案	第６号議案
賛	賛	賛		賛		賛	賛
否	否	否		否		否	否

株主提案		
第７号議案	第８号議案	第９号議案
賛	賛	賛
否	否	否

議決権行使書により第１号議案及び第８号議案の双方に賛成の議決権行使がなされた場合、いずれの議案においても、当該議決権行使は無効として取り扱います。

（ご注意）**当社取締役会は株主提案に反対です。**
会社提案に賛成いただける場合は、会社提案の「賛」の欄に○、株主提案の「否」の欄に○を付けてください。

（切取線）

お 願 い

1. 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、２０１９年３月２７日午後５時までに到着するようご返送ください。
2. 第３号議案および第４号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトに議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、２０１９年３月２７日午後５時までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はございません。
5. 第１号議案（会社提案）と第８号議案（株主提案）につきましては、競合する議案となりますので、**双方に賛成することのないようにご注意ください。**

帝国繊維株式会社

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案から第６号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、収益に応じた配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を併せて図る方針としております。

第93期の期末配当につきましては、業績の上伸を反映させ、普通配当を５円増配して１株当たり40円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,051,011,320円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成31年３月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

取締役全員が任期満了となることを踏まえた取締役の選任をお願いする本総会において、事業年度ごとの取締役としての責任を明確化し、株主の皆様からの負託を確認するため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第22条（任期）につき変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部が変更箇所であります。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	飯田時章（いいだときあき） （昭和10年６月10日）	昭和33年４月　㈱富士銀行入社 昭和62年６月　同行取締役検査部長 平成元年６月　同行常任監査役 平成３年６月　日本抵当証券㈱専務取締役 平成５年３月　当社取締役副社長 平成７年３月　当社代表取締役社長 平成24年３月　当社代表取締役会長ＣＥＯ （現在に至る）	106,300株
2	白岩強（しらいわつよし） （昭和21年９月25日）	昭和44年４月　㈱富士銀行入社 平成２年５月　同行北九州支店長 平成４年６月　当社理事 平成５年４月　当社理事管理部門長 平成10年４月　当社理事管理部門長兼官特需部門長 平成11年３月　当社取締役管理部門長兼官特需部門長 平成13年３月　当社常務取締役 平成15年４月　当社専務取締役 平成19年２月　当社取締役副社長 平成24年３月　当社代表取締役社長ＣＯＯ （現在に至る）	80,200株
3	香山学（かやままなぶ） （昭和24年６月25日）	昭和48年４月　当社入社 平成４年８月　当社繊維製品部長 平成５年４月　当社ユニホーム部長 平成７年４月　当社繊維資材部長 平成11年３月　当社取締役繊維部門長 平成19年２月　当社常務取締役 平成30年３月　当社取締役副社長 経営全般 繊維事業全般 （現在に至る）	36,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	桝谷 徹 (昭和23年7月26日)	昭和50年４月　当社入社 平成11年４月　当社防災統括部長 平成16年４月　当社理事 平成19年３月　当社取締役防災統括部長 平成27年３月　当社常務取締役 防災事業全般 防災統括部長 （現在に至る）	13,300株
5	小田原 芳樹 (昭和23年7月31日)	昭和47年４月　㈱富士銀行入社 平成10年６月　同行業務渉外部長 平成13年６月　同行人事部本店審議役 平成13年12月　当社理事 平成14年11月　当社防災部門長補佐 兼防災開発部長 平成16年３月　当社取締役防災部門長補佐 兼防災開発部長 平成19年２月　当社取締役防災開発部長 平成29年３月　当社常務取締役 商材開発および特命による防災事業営業 防災開発部長 （現在に至る）	27,300株
6	片野 恭秀 (昭和37年４月７日)	昭和62年４月　㈱日本交通公社（現　㈱ＪＴＢ）入社 平成13年３月　菱相自動車工業㈱入社（国際業務担当） 平成17年５月　当社入社　防災開発部次長（海外商材開発担当） 平成22年４月　当社防災開発部部付部長 平成29年３月　当社取締役防災開発部部長 （現在に至る）	5,261株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
7	中尾 徹（なかお とおる） （昭和41年7月11日）	平成２年４月　当社入社 平成８年５月　帝商㈱　出向 平成22年４月　同社防災部長 平成23年３月　同社取締役防災部長 平成26年３月　当社防災統括部部付部長 平成29年３月　当社取締役防災統括部市場開発グループ部長 （現在に至る）	10,200株
8	岡村 建（おかむら たつる） （昭和39年3月26日）	昭和62年４月　㈱富士銀行入社 平成24年４月　㈱みずほ銀行企業戦略第二部部長 平成28年６月　当社理事 平成29年４月　当社経営企画部長 平成30年３月　当社取締役経営企画部長 （現在に至る）	－　株
9	髙木 裕康（たかぎ ひろやす） （昭和36年5月11日）	昭和63年４月　弁護士登録 東京丸の内法律事務所入所 平成９年１月　同事務所　パートナー 平成27年３月　当社社外取締役 （現在に至る） （重要な兼職の状況） 東京丸の内法律事務所　パートナー	2,000株
10	※ 深澤 正宏（ふかざわ まさひろ） （昭和15年7月3日）	昭和39年４月　安田生命保険相互会社入社 昭和51年３月　同社秘書課長 昭和58年４月　同社秘書室長 平成元年４月　同社人事部審議役 平成元年６月　安田不動産(株)取締役ビル営業部長 平成４年６月　同社常務取締役ビル営業部長 平成５年６月　同社常務取締役総務部長 平成７年６月　同社専務取締役 平成11年６月　同社代表取締役社長 平成19年６月　同社代表取締役会長 平成27年６月　同社取締役会長 平成29年６月　同社相談役 （現在に至る）	－　株

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．※印は、新任候補者であります。
3．社外取締役候補者である髙木裕康氏および深澤正宏氏以外の候補者を取締役候補者とした理由は、略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）欄に記載のそれぞれの経歴によって培われてきた見識と専門知識、積み上げられた経験により、当社の企業価値の向上に貢献することが期待できると判断したことによるものです。
4．髙木裕康氏および深澤正宏氏は、社外取締役候補者であります。
（1）髙木裕康氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な実務経験と幅広いかつ専門的な見識を有しており、平成27年の就任以降、取締役会の適正な意思決定の確保等の社外取締役の職務を適切に遂行いただいていることによるものです。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
（2）深澤正宏氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断したものです。
5．当社は、髙木裕康氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、深澤正宏氏の選任が承認された場合、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。
6．当社は、髙木裕康氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度とする契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、深澤正宏氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役西浦三郎氏は本総会終結の時をもって辞任により退任されます。また、監査役角秀洋氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	※ 小林（こばやし）　元（はじめ） （昭和33年２月７日）	昭和55年４月　㈱富士銀行入社 平成15年５月　㈱みずほ銀行浜松支店長 平成16年４月　同行五反田駅前支店長 平成18年８月　ヒューリック㈱執行役員総合企画部長 平成22年４月　同社常務執行役員総合企画部長 平成25年２月　同社専務執行役員総合企画部長 平成25年３月　同社取締役専務執行役員総合企画部長（現在に至る） （重要な兼職の状況） ヒューリック㈱取締役専務執行役員総合企画部長	－　株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	※ 松居 隆（まつい たかし） （昭和32年７月30日）	昭和55年４月　安田火災海上保険㈱入社 平成16年４月　㈱損害保険ジャパン 中国サービスセンター部長 平成18年４月　同社サービスセンター企画部長席付担当部長 ㈱損保ジャパン調査サービス 人事部担当部長 兼同社コンプライアンス統括部担当部長 兼同社サービスセンター企画部担当部長 平成18年９月　㈱損害保険ジャパン サービスセンター企画部長 平成20年４月　同社神戸支店長 平成22年４月　同社執行役員人事部長 平成24年４月　同社常務執行役員 平成24年６月　同社取締役常務執行役員 平成25年４月　同社取締役常務執行役員信越本部長 兼日本興亜損害保険㈱常務執行役員信越本部長 平成26年４月　㈱損害保険ジャパン常務執行役員信越本部長 兼日本興亜損害保険㈱常務執行役員信越本部長 （平成27年３月退任） 平成27年４月　損保ジャパン日本興亜保険サービス㈱ 代表取締役社長 （現在に至る） （重要な兼職の状況） 損保ジャパン日本興亜保険サービス㈱代表取締役社長	－　株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．※印は、新任候補者であります。

３．小林元氏および松居隆氏は、社外監査役候補者であります。

４．小林元氏および松居隆氏を社外監査役候補者とした理由は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。

５．小林元氏および松居隆氏の選任が承認された場合は、両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。

６．小林元氏および松居隆氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

平成27年３月26日開催の第89期定時株主総会において補欠監査役に選任された上浦種彦氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、本総会にて改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の 株　式　の　数
上浦　種彦 （かみうら　たねひこ） （昭和１１年２月６日）	昭和33年４月　㈱富士銀行入社 平成元年２月　同行取締役小舟町支店長 平成３年３月　昭栄㈱（現ヒューリック㈱）代表取締役社長 平成13年３月　同社代表取締役会長 平成17年３月　同社相談役 平成19年３月　同社顧問 （平成24年３月退任）	1,000株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上浦種彦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。

３．上浦種彦氏が監査役に就任された場合には、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。

第６号議案　取締役報酬枠の一部改定の件

当社の取締役の報酬枠は、平成29年３月30日開催の第91期定時株主総会において、賞与を含めた報酬として、年額600百万円以内（うち社外取締役分６百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、期待される社外取締役の責務等諸般の事情を勘案し、社外取締役の報酬につきましては12百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、報酬枠には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたします。

また、この報酬枠には、平成25年３月28日開催の第87期定時株主総会において、新株予約権100個（普通株式100,000株）に１個当たりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限とするとの決議をいただいておりますストック・オプションに係る報酬額は含まないものといたします。

現在の取締役は10名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決された場合、現行どおり取締役は10名（うち社外取締役２名）となります。

＜株主提案（第７号議案から第９号議案まで）＞

第７号議案から第９号議案までは、株主さまからのご提案によるものであります。
取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。
なお、議案の内容および提案の理由は、原文のまま記載しております。

第７号議案　取締役の選任の件

第１　議案の内容

名取勝也氏を当社の取締役に選任します。

第２　提案の理由

当社においては、すでに２名の独立社外取締役が就任していますが、両氏とも独立社外取締役としての役割・責務を十分に果たしているとはいえません。上場企業が守るべき行動規範を示した企業統治の指針であるコーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」といいます。）によれば、独立社外取締役はその役割・責務として「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」が求められています（CGコード原則４－７（iv）項）。しかしながら、当社の独立社外取締役は両氏とも（以下「現社外取締役２名」といいます。）、提案株主が求めた面会を合理的な理由もなく拒絶しており、少数株主の意見を吸い上げる努力を尽くさず、現経営陣を無条件に是認するかのような姿勢を示し続けています。これでは、「経営陣・支配株主から独立した立場」にあるとは到底いえませんし「株主からの対話（面談）の申し込みについては、合理的な範囲で応じることとしております」というCGコード原則５－１を遵守するため当社が自ら定めた方針（注１）にも違反します。このように、現社外取締役２名は、CGコードが期待する独立社外取締役としての役割・責務を十分に果たしているとはいえません。

また、当社の現経営陣は、資産の約３分の１をヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」といいます。）発行の株式への投資に集中させた状態を放置しておりますが、これは、当社の企業価値を、ヒューリック株式の株価（同社の業績に左右されるばかりか株式市況の好不況にも左右されます。）という当社経営陣では制御できない過度なリスクに晒し続けているものと評価できます。このような制御不能との懸念を生じさせるリスクを放置している当社の現経営陣に対しては、単にその経営方針を是認するだけではなく、多様な意見を持つ取締役によって構成された取締役会による監督が不可欠であり、そのような経営監督を有効に機能させることが株主利益に資するものと考えます。

以上の理由により、提案株主は、現社外取締役２名に加えて、少数株主の意見に耳を傾けるなど独立社外取締役としての役割・機能を正しく認識してこれを果たそうとする意欲をもった人物を、当社の独立社外取締役として新たに選任することを提案します。

第１に記載の取締役候補者は、企業内弁護士の第一人者として豊富な実績を有しています。その経験は企業法務にとどまらず、取締役としての経営監督に加え、執行役員としての事業運営にも及びます。取締役または執行役員に就任した企業は、ファーストリテイリング、日本アイ･ビー･エム、サン・マイクロシステムズなどの多国籍企業が含まれており、グローバルな企業経営に精通しています。さらに近年では、経営者の不正行為によって経営に打撃を受けた企業の再建を監査役として

監督するなど、企業経営の様々な局面における多様な経験を有しており、当社のコーポレートガバナンス向上にも大きな貢献を果たすことができると期待されます。

なお、当社の定款では、当社の取締役の員数は17名以内と定められておりますが、平成30年12月末日時点における当社の現任取締役は10名であり、提案株主が推薦する取締役候補者が選任された場合でも取締役の員数の上限を超えることはありません。

注１：「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（平成30年４月５日付け、以下「コーポレートガバナンス報告書」といいます。）より抜粋

第３　候補者の略歴等

名取勝也氏の略歴は以下のとおりです。

氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
名　取　勝　也 （昭和34年５月15日）	昭和61年４月　弁護士登録、桝田江尻法律事務所 （現西村あさひ法律事務所）入所 平成５年７月　エッソ石油株式会社入社 平成７年１月　アップルコンピュータ株式会社入社 平成10年１月　サン・マイクロシステムズ株式会社取締役 平成14年３月　株式会社ファーストリテイリング執行役員 平成16年１月　日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員 平成22年４月　同社執行役員 平成24年２月　名取法律事務所創設　同所所長（現任） 平成24年４月　オリンパス株式会社社外監査役（現任） 平成27年３月　三井海洋開発株式会社社外取締役（現任） 平成28年４月　グローバル・ワン不動産投資法人監督役員（現任）	－　株

【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の取締役会は、現在、10名の取締役で構成されており、うち２名が社外取締役となっております。かかる取締役会の構成は、現在の当社取締役会として、十分な議論と機動的な意思決定に最も適するものと考えております。また、実際にも、当社取締役会では、２名の社外取締役を含め、多様な観点から充実した議論が適時になされております。

当社が提案する社外取締役候補者２名に関しましては、髙木裕康氏は弁護士としての高い見識と幅広い経験を有し、深澤正宏氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、両名ともに独立社外取締役として、その役割・責務を果たして大きな貢献をいただけるものと考えております。他の取締役候補者も含め、当社が提案する経営体制が最良と考えております。

第８号議案　剰余金の配当の件

第１　議案の内容

第93期の期末配当として、以下のとおり配当します。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金95円とします。

この場合の総額は2,496,151,885円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年３月31日

第２　提案の理由

当社の資産の約３分の２が、本業とは無関係の会社への投資といえる政策保有株式と現金同等物で構成されていることは、以下で述べるとおり、当社の企業価値を著しく低下させるとともに、当社の企業価値を当社経営陣では制御できない過度なリスクに晒し続けていることを意味します。

政策保有株式に関する問題点は、当社がヒューリック発行の株式を約180億円相当分（注２）も保有している点です。ヒューリックは主として不動産事業を営む会社であり当社の主力事業との相乗効果は薄いことを考えますと、当社がそれだけの規模でヒューリック株式を保有することは、当社の自己資本と総資産を無用に膨張させつつ当社の企業価値をヒューリック株式の株価という不確実なものに過度に依存させるのみであり、まったく合理性を見出せません。上場株式であるヒューリック株式の株価はヒューリックの業績や株式市況の好不況など、当社経営陣には制御できない要因によって変動するため、ヒューリック株式の大量保有は当社の資産価値を過大なリスクに晒し続けていることになります。

さらに、当社の監査役である西浦三郎氏は、当社の資産をどのように運用・活用するかなどの投資意思決定を含む、当社経営陣による業務執行全般を監査すべき立場にありますが、同時にヒューリックの代表取締役会長でもあるため、ヒューリックの株価維持や安定株主工作にも大きな関心があります。つまりそこには一種の利益相反的関係を認めることができるのであり、当社がヒューリック株式を大量保有し続けることの適否・是非につき、監査役として公正な監査を行うことは期待できず、その結果、当社の株主価値が著しく損なわれる懸念を生じさせています。

当社は、コーポレートガバナンス報告書において、CGコード原則１－４の政策保有株式に関して「保有の合理性について検証を行いましたが、主要な政策保有株式の発行企業とは現在取引継続中もしくは協業関係にあり、あるいは将来の事業連携等が見込まれるため、当該株式の保有には十分な合理性があると判断しております」と説明していますが、その検証の具体的内容は不明ですし、適正・公正な検証を行ったかどうかすら疑わしいといえます。当社経営陣は、ヒューリック株式の大量保有の経営上の必要性と合理性を、具体的かつ説得的に説明するべきです。もしそれができないのであれば、速やかにヒューリック株式の保有数の縮減にむけた方針を表明すべきです。

もう１つの問題点は、収益性の高い当社の防災製品事業が生み出した利益が、成長投資にも株主還元にも用いられず、現金同等物として蓄積され続けている点です。その総額は231億円と、総資産の３分の１を超える規模に達しています。その結果、事業の安定的な成長が継続したとしても、当社の自己資本利益率（ROE）が改善せず、当社の企業価値が損なわれ続けることになります。当社経営陣は、磐石な財務基盤が事業展開と社会的信用の裏付けとなることを理由に現金同等物の保有を正当化していますが、実際にどの程度の現金保有が必要であるかを示せておりません。株主への合理的な説明がないまま、不必要に現金を溜め込むことは、本来株主に帰属すべき資本を当社経営陣が有効に活用せず、効果的な投資を通じた成長の機会を逃すだけの状態に安住していると指摘せざるを得ません。当社経営陣は速やかに必要な現金保有量の考え方を株主に示し、長期的な視点に基づく成長投資と株主還元に関する明確な方針を開示すべきです。また、当社経営陣はこれまで、当社の事業が高い公共性と社会性を有していることを現金保有の理由にあげてきましたが、上場企業は社会の公器であり、全ての上場企業の事業はすべからく高い公共性と社会性を有していると考えます。そのような抽象的な理由のみでは、不必要な現金保有の根拠とはなり得ません。

提案株主は、過去５年間にわたり当社と対話の努力を継続し、ヒューリック株式を合理的な期間内に売却すること、および成長投資と株主還元に関する明確な方針を示すことを提案してきました。

提案株主は、当社がこれらの具体的な行動を実施するまでの間、資本効率の更なる低下を防ぐため、当社に対し次の株主還元を実施することを求めます。

すなわち、現金同等物の増加を抑制するという観点から、当社の当期純利益に減価償却費を加え、そこから売上高増加に伴う運転資本の増加額および固定資産の取得額を控除した金額を「実質フリーキャッシュフロー」とみなし、その全額を株主に配当することを求めます。

この算定式を前提にした場合、当社の平成30年12月期における予想当期純利益である30億円に減価償却費３億５千万円を加え、運転資本の増加額３億円、固定資産の取得額５億円（注３）を控除した、計25億５千万円が「実質フリーキャッシュフロー」となります（注４）。これを総額とし、平成30年９月30日現在の当社の発行済み株式総数から自己株式数を控除した26,275,283株で除算して求められる概数である、１株あたり95円の配当を行うことを提案します。

なお、この１株あたり95円の配当は、平成30年12月期の予想１株あたり当期純利益である114.38円を下回るため、これを行っても当社の自己資本は減少せず、財務面における安全性は引き続き維持されるものと提案株主は考えます。

高い公共性と社会性を持つ事業を運営していると自負する当社経営陣であれば、上場企業の経営が一部の支配株主や経営者自身のためでなく、少数株主や、その背後にいる多数の個人投資家、そしてその他全てのステークホルダーのために行われるべきであることを、正しく認識しているものと期待します。

注２：平成30年12月28日のヒューリックの終値をベースに計算
注３：当社が新本社として使用する日本橋髙島屋三井ビルディングの持分取得に係る投資額を除いた事業用固定資産の取得額を指す
注４：減価償却費、運転資本の増加額、および固定資産の取得額はいずれも提案株主の予想値

【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

企業の存続・発展のために、内部留保の拡充は不可欠であると考えております。

当社は、長年にわたり開拓してまいりました商材の高い性能・品質が阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模自然災害発生を機に認められ、新たな防災市場を切り拓いてまいりましたが、災害の時代と言われる今日、防災市場はさらに拡大が予想されております。

すなわち、首都直下地震や南海トラフ地震など巨大地震への備えや異常気象がもたらす水害対策、さらにはテロ災害対策など災害の大規模化や多様化に伴う需要拡大に加え、急速に進む高度化・専門化への対応が、防災事業を主要な事業領域とする当社には極めて重要であります。

当社としては、このような防災事業の需要拡大や進展に積極的に対応を進めることはもとより、防災市場の特殊性として需要家から求められる当社自身の安定性と社会的信用の維持に努め、長期的な視点に立ち、当社の防災事業を継続的に成長させることを目指してまいります。盤石な財務基盤は、このような防災事業を中核に据えて成長を目指す当社にとって、事業展開への活用や社会的信用の維持についての貴重な裏付けとなります。

株主提案においてご指摘いただいている株式を含む現金同等物は、上述の社会的信用の財務的な基盤であるほか、持続的成長のための海外の最新鋭・最先端の商材獲得、人材の確保、既存事業の強化のためのIT化や工場設備の新増設及び更新、成長のためのM&A、保有不動産の再開発といった投資に用いることを検討しております。なお、ヒューリック株式会社の株式については、先ずは同社との関係構築に活用することが当社の企業価値向上に資するものと考えており、当社保有不動産の再開発での協働に加え、同社の開発する不動産物件への当社の防災商品の導入、同社の不動産事業のBCP対策への関与を推進するとともに、同社との取り組みを通じて、他の不動産会社への事業展開も検討してまいります。

当社は、過去10年の間に普通配当を15円から35円に順次引き上げ、この間２回の記念配当を実施するなど、過去各期において、その時々の財務状態を踏まえつつ、その業績に応じて、株主還元に努めており、今後も、株主の皆さまのご期待に応え、収益力を持続的に強化させ、長期安定的に業績に応じた配当を行うことを基本方針としてまいります。そのような方針に基づき、第93期定時株主総会に対しては、会社提案として、業績の上伸を反映させ、普通配当を前期に続き５円増配し、１株40円とする剰余金処分議案を提出させていただきました。

第９号議案　定款の一部変更の件

第１　議案の内容

以下のとおり定款を変更します。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	附則
（新　設）	（取締役の任期に関する経過措置） 第１条　（任期）第22条第１項の定款変更の効力は、第93期定時株主総会の終結と同時に生じるものとする。

第２　提案の理由

コーポレートガバナンスの強化に対する意識の高まりを背景に、東京証券取引所第一部に上場する監査役会設置会社のうち、取締役の任期を1年と定める会社の比率は年々増加しています。約３年前の2016年７月時点においても、その比率はすでに73.2%に達しており（株式会社東京証券取引所「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2017」（2017年３月）より）、現時点ではこれよりも多くの東証一部上場企業が取締役の任期を１年としていると推察されます。このように、取締役を毎年選任することはわが国の上場企業の「標準」となっている環境下、取締役の任期を２年としたままの企業は、同１年の企業と比較して、株主の経営に対する意見表出の機会を半分に制限しているともいえます。

また、当社においては、巨額の政策保有株式を保有するなど、企業価値を著しく損なう恐れのある事象が存在するため、取締役任期を１年に短縮することでコーポレートガバナンスを強化する必要が特にあると考えます。

したがって、当社取締役会に、株主の視点を加味して迅速に課題に対処する体制を整えるべく、取締役の任期を現行の２年から１年に短縮することを提案します。

【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、全ての取締役の任期が満了し、取締役の全員の選任をお願いする本総会において、会社提案として、取締役の任期を１年とするほか所要の変更を行う議案を提出させていただいております。

これに対し、本議案は、取締役の任期を他の取締役のものに合わせる条項を存続させるとともに、取締役の任期に関する経過措置を規定する附則条項を新設している点において、当社の運用に則しないものとなっており、適切でないと考えております。

以　上

提　供　書　面

事　業　報　告（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、順調な世界経済や積極的な経済・金融政策を背景に、企業業績や雇用環境など緩やかな回復が続きましたが、国際政治における不確実性の高まりなどもあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

防災事業の分野では、６月にはマグニチュード6.1の大阪北部地震により、多くの被害が発生したことに加え、７月上旬には記録的な豪雨が西日本の各地を襲い、未曾有の洪水被害に見舞われました。さらに８月の台風21号をはじめ度重なる台風被害は、国民生活、企業活動に大きな混乱を生じさせています。このような大規模自然災害に加え、いよいよ開催まで１年半に迫った東京オリンピック・パラリンピックを見据えたテロなどの特殊災害への対応など、多発化・激甚化・多様化する災害に対する備えは急務であり、官民挙げての防災体制の確立がますます重要となっております。

繊維事業の分野では、リネン（麻）につきましては、麻素材が市場に定着してきたこともあり、徐々にではありますが新たな市場の開拓が進んでおります。また、耐熱、耐切創、高強力など優れた機能を特徴とする高機能繊維につきましては、防護服・産業資材ともに市場は横ばいの状況が続いています。

こうした経営環境のもとで、当社グループは、平成29年度からスタートした第四次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2019」では、「災害の多発化・激甚化に備え　先進的防災事業を確立　社会や事業の安心・安全に貢献する！」を目標に掲げ、

１．重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する
２．基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する
３．公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
４．セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する
５．当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨きあげる
（１）消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の４事業分野で確固たる業界№１の地位を確立する
（２）水害に備える消防防災の基本装備を刷新する商材を用意し その普及に努める
６．収益力の持続的強化を目指す

などのテーマに取り組んでおります。

当連結会計年度においては、消防など官需防災における装備充実に対するニーズ対応などに加えて、特に原子力発電所やコンビナートなど基幹産業を中心とした民需防災分野における防災・減災対策への応需が、業績に大きく貢献しており、掲げた主要テーマはいずれも大きく前進しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は296億５千６百万円（前期比15.7％増）、営業利益は44億７千５百万円（同15.1％増）、経常利益は49億９千４百万円（同18.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は34億３百万円（同18.0％増）となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりです。

防災事業

防災事業では、原子力発電所やコンビナートなど大手民間企業向け大型防災資機材が業績に貢献している他、救助工作車、空港化学消防車も堅調に推移しており、売上高で214億８千６百万円と前期に比べ16億１千６百万円増加しました。

この数年、当社の事業は、これまでの消防防災を中心とした官需防災分野に加え、当社の提案した緊急時・非常時冷却システムが各電力会社の原子力発電所に幅広く採用されたことから、原子力発電所向けビジネスが大きく進展したほか、重要施設向けセキュリティビジネス、基幹産業の自主防災に係るビジネスなど「民需・産業防災」の分野においても大きく拡がってまいりました。

巨大地震などの大規模自然災害への対応のみならず、ますます緊急性・重要性が高まっている水害対策に関し、送水・排水機能に優れ極めて操作性の良い特殊車輌の開発により、消防防災の対応力強化に一段と貢献するとともに、東京オリンピック・パラリンピックおよび訪日外国人観光客の爆発的増加に対するテロなどの特殊災害への対応を強化・発展させてまいります。

当社グループは、総合防災事業の充実・拡大を通じて、その社会的使命と責任を果たしてまいります。

繊維事業

繊維事業では、官公庁向け繊維資材が売上を伸ばした結果、売上高で76億４千５百万円と前期に比べ24億１千９百万円増加しました。

また、創業以来の事業であるリネン（麻）につきましては、素材ビジネスの拡充に努めてまいります。

不動産賃貸事業・その他

不動産賃貸事業・その他は、順調に推移しており、売上高で５億２千４百万円となりました。

⑵ **設備投資の状況**

当連結会計年度における設備投資の総額は24億６千９百万円で、主として新本社事務所取得に係るものであります。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

⑶ **対処すべき課題**

平成29年度からスタートいたしました第四次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2019」では

≪　災害の多発化・激甚化に備え
先進的防災事業を確立
社会や事業の安心・安全に貢献する！　≫

を目標に、以下のテーマを推進しております。

１．重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する
２．基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する
３．公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
４．セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する
５．当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨きあげる
（１）消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の
４事業分野で確固たる業界№１の地位を確立する
（２）水害に備える消防防災の基本装備を刷新する商材を用意し その普及に努める
６．収益力の持続的強化を目指す

具体的に、当社グループが取り組んでいる主要なテーマは下記のとおりです。

【重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する】

原子力発電所向けに当社が提案した緊急時・非常時冷却システムは、原子力発電所に係る不測の事故に対応した「安全対策の最後の砦」として幅広く採用され、その安全操業、更には国のエネルギー政策の基盤形成に大きく貢献しています。

原子力発電所の防災対応は、原子力規制委員会のシビアアクシデント（過酷事故）規制に準拠した厳格な品質管理、新規制基準や各種性能試験への対応など、高度の知識・技術が求められており、当社は、これまで培った専門知識・ノウハウや現場経験を最大限に生かし、原子力発電所に関わる強固な防災体制作りに貢献してまいります。

【基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する】
　大規模自然災害やテロなど特殊災害から自らを守り、その機能を維持するための自助の諸対策が焦眉の課題となっています。大規模自然災害等の発生に伴う既存消防インフラの崩壊などによる基幹産業への影響を最小限に止め、その生産設備・生産能力を守り、サプライチェーンを維持するなど、基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献してまいります。

【公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する】
　災害へのファーストレスポンダーである全国自治体消防に加え、広域かつ大規模な災害に対応する警察・自衛隊など公的組織の防災対応力強化と装備の充実は、今後予想される大規模災害に備える社会の強い要請です。これら公的組織は、国民を救う最後の砦であり、その災害対応力を強化し、効率的かつ大規模に運用できる装備の充実に協力し、適切な装備などを開発・提供することは、当社事業の大きな社会的使命と考えています。

【セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する】
　観光立国政策に伴うかつてない外国人観光客の増加、東京オリンピック・パラリンピックの開催および国際政治情勢の変化を背景に懸念されるテロなど特殊災害への対応は必須の対策であり、その対象も原子力発電所・空港・駅などの重要施設、商業施設、物流拠点など極めて広範に亘ります。万全なセキュリティ対策の構築に向けて、検知・防護・除染・監視の４分野を対象とした最新かつ最適な商材・対策を提案してまいります。

【当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨きあげる】
　市町村消防の広域化、緊急消防援助隊の増設と機動力強化、地域防災力の中核を担う消防団の装備充実など、多発化・激甚化する災害に備えるための消防の防災対応力強化が進んでいます。消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の４事業分野において、技術・人・商材を磨きあげ、確固たる業界№１の地位を目指します。
　就中、“水害”への対策が消防防災の重要な分野になっている今日、多目的の消防車輌や水防に係る新商材など、水害に備える消防防災の基本装備を刷新する大型商材を開発・提案してまいります。

　当社グループは、防災事業の社会的使命と責任をしっかりと受け止め、創業以来の社是である「社会の安全と生活文化の向上」への貢献を通じて、その負託に応えてまいります。

　何卒株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第90期 (平成27年12月期)	第91期 (平成28年12月期)	第92期 (平成29年12月期)	第93期 (当連結会計年度) (平成30年12月期)
売上高(百万円)	27,806	25,058	25,629	29,656
経常利益(百万円)	4,092	3,683	4,233	4,994
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,611	2,392	2,883	3,403
1株当たり当期純利益(円)	99.75	91.41	109.99	129.63
総資産(百万円)	56,391	57,777	64,700	62,332
純資産(百万円)	42,111	43,897	49,089	47,517
1株当たり純資産額(円)	1,598.47	1,662.43	1,854.49	1,787.53

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第90期 (平成27年12月期)	第91期 (平成28年12月期)	第92期 (平成29年12月期)	第93期 (当事業年度) (平成30年12月期)
売上高(百万円)	21,074	18,413	19,251	23,110
経常利益(百万円)	3,555	3,118	3,627	4,182
当期純利益(百万円)	2,312	2,054	2,508	2,892
1株当たり当期純利益(円)	88.34	78.49	95.69	110.17
総資産(百万円)	50,638	51,479	58,346	55,019
純資産(百万円)	38,018	39,466	44,280	42,200
1株当たり純資産額(円)	1,442.15	1,493.19	1,671.14	1,585.18

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

⑸ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
帝商株式会社	85百万円	100%	消防ホース・防災機器・防災車輌の販売、設計設備工事ならびに繊維製品の製造販売
キンパイ商事株式会社	50	100	消防ホース・防災機器・防災車輌の販売、設計設備工事ならびに繊維製品の製造販売
テイセン産業株式会社	123	100	重布、布帛、繊維製品の縫製加工販売、保険代理業
株式会社テイセンテクノ	30	100	防災車輌・機器の製造、保守

⑹ 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

事業		主要な製品および事業
防災事業	ホース	消防ホース（キンパイホース） 消防用ホース・消火栓用ホース・送水用ホース・大口径ホースなど
	防災資機材	救助器具・探索機器・警報器具・CBRNE関連機器など
	車輌	救助工作車・その他特殊車輌など
	消防被服・防護服	防火衣・救助服・防護服など
繊維事業	麻製品（糸・生地）	純麻糸・織物（テイセンリネン） 麻テトロン混紡糸・織物（リネトロン）・その他混紡糸など
	特殊機能繊維製品	高強力・難燃繊維（アラミド繊維） 導電性繊維（エレクティ）など
不動産賃貸事業・その他		大垣・鹿沼ショッピングセンターなどの不動産賃貸事業、その他

⑺ **主要な営業所および工場**（平成30年12月31日現在）

当社

本　　社	東京都中央区日本橋二丁目５番１号
鹿沼工場	栃木県鹿沼市府所本町197番地

（注）本社は、平成30年11月５日より上記住所へ移転いたしました。

子会社

帝商株式会社	東京都千代田区神田須田町一丁目16番５号
キンパイ商事株式会社	大阪市淀川区西宮原二丁目１番３号
テイセン産業株式会社	東京都中央区日本橋小網町18番６号
株式会社テイセンテクノ	栃木県鹿沼市府所本町197番地

⑻ **使用人の状況**（平成30年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減
313（91）名	20名増（4名増）

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
147（59）名	10名増（1名増）	41.2歳	13.2年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　97,600,000株

⑵ **発行済株式の総数**　27,218,400株（自己株式943,117株を含む）

⑶ **株　主　数**　12,890名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,587千株	6.03%
株式会社みずほ銀行	1,295	4.93
丸紅株式会社	1,200	4.56
エイチエスビーシー ファンド サービシィズ クライアンツ アカウント５００	1,142	4.34
明治安田生命保険相互会社	1,118	4.25
ヒューリック株式会社	936	3.56
西松建設株式会社	800	3.04
株式会社モリタホールディングス	790	3.00
みずほ信託銀行株式会社	598	2.27
帝人フロンティア株式会社	552	2.10

（注）1．持株数は千株未満を、持株比率は小数点第３位以下を、切り捨てて表示しております。
2．当社は自己株式943,117株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
3．持株比率は自己株式（943,117株）を控除して計算しております。
4．平成30年１月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が平成30年１月12日現在で1,664千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況（平成30年12月31日現在）

	第1回新株予約権（株式報酬型）	第2回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	平成25年３月28日	平成26年３月27日
新株予約権の数	95個	88個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式　95,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	当社普通株式　88,000株 （新株予約権1個につき1,000株）
行使期間	平成25年４月13日から 平成55年４月12日まで	平成26年４月12日から 平成56年４月11日まで
1株当たり払込金額	573円	1,060円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況 取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　70個 目的となる株式の数　70,000株 保有者数　5人	新株予約権の数　73個 目的となる株式の数　73,000株 保有者数　5人

	第3回新株予約権（株式報酬型）	第4回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	平成27年３月26日	平成28年３月30日
新株予約権の数	91個	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式　91,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	当社普通株式　98,000株 （新株予約権1個につき1,000株）
行使期間	平成27年４月11日から 平成57年４月10日まで	平成28年４月15日から 平成58年４月14日まで
1株当たり払込金額	1,355円	1,146円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況 取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　75個 目的となる株式の数　75,000株 保有者数　5人	新株予約権の数　76個 目的となる株式の数　76,000株 保有者数　5人

	第5回新株予約権（株式報酬型）	第6回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	平成29年３月30日	平成30年３月29日
新株予約権の数	98個	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式　98,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	当社普通株式　98,000株 （新株予約権1個につき1,000株）
行使期間	平成29年４月21日から 平成59年４月20日まで	平成30年４月14日から 平成60年４月13日まで
1株当たり払込金額	1,331円	1,596円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況 取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　76個 目的となる株式の数　76,000株 保有者数　5人	新株予約権の数　89個 目的となる株式の数　89,000株 保有者数　7人

（注）　監査役が保有する新株予約権はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	飯田　時章	最高経営責任者（ＣＥＯ）
代表取締役社長	白岩　強	最高執行責任者（ＣＯＯ）
取締役副社長	香山　学	経営全般 繊維事業全般
常務取締役	桝谷　徹	防災事業全般　防災統括部長
常務取締役	小田原芳樹	商材開発および特命による防災事業営業 防災開発部長
取締役	片野恭秀	防災開発部部長
取締役	中尾　徹	防災統括部市場開発グループ部長
取締役	岡村　建	経営企画部長
取締役	髙木裕康	東京丸の内法律事務所パートナー
取締役	安田　弘	安田不動産株式会社名誉顧問
常勤監査役	横山良二	
監査役	西浦三郎	ヒューリック株式会社代表取締役会長
監査役	角　秀洋	ＳＯＭＰＯヘルスサポート株式会社代表取締役社長

（注）１．取締役髙木裕康氏および安田弘氏は、社外取締役であります。
２．監査役西浦三郎氏および角秀洋氏は、社外監査役であります。
３．当事業年度中における役員の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
香山　学	常務取締役 繊維事業全般 繊維営業部長	取締役副社長 経営全般 繊維事業全般	平成30年３月29日

４．当社は、取締役髙木裕康氏、安田弘氏および監査役角秀洋氏の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当社と各社外役員とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

⑵ 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
長谷川　芳　春	平成30年５月31日	辞　任	常務取締役 経営企画全般 特命による防災事業営業

⑶ 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　締　役 （社　外　取　締　役）	10名 （１名）	505,930千円 （6,000千円）
監　査　役 （社　外　監　査　役）	３名 （２名）	38,100千円 （9,200千円）
合　　計 （社　外　役　員）	13名 （３名）	544,030千円 （15,200千円）

（注）１．上記には平成30年５月31日をもって退任した取締役１名を含んでおります。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度枠は、平成29年３月30日開催の第91期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役分6百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）と決議いただいております。また別枠で、平成25年３月28日開催の第87期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、新株予約権100個（普通株式100,000株）に1個当たりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限とするとの決議をいただいております。
４．監査役の報酬限度枠は、平成29年３月30日開催の第91期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
５．上記報酬等には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与（業績連動報酬）88百万円（社外取締役以外の取締役分）
・ストック・オプション報酬額として割り当てた新株予約権に係る費用計上額156百万円（社外取締役以外の取締役分）

⑷ 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
・取締役髙木裕康氏は、東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
・取締役安田弘氏は、安田不動産株式会社の名誉顧問を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
・監査役西浦三郎氏は、ヒューリック株式会社の代表取締役会長を兼務しております。同社は自己株式を控除した当社発行済株式の3.56%を保有しております。

・監査役角秀洋氏は、ＳＯＭＰＯヘルスサポート株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社はＳＯＭＰＯホールディングス株式会社の連結子会社であり、その中核である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は自己株式を控除した当社発行済株式の6.03%を保有しております。

② 社外役員の主な活動状況

	主な活動状況
取締役　髙木　裕康	当事業年度に開催された取締役会７回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての幅広いかつ専門的な見識に基づき客観的な視点から、適宜発言を行っております。
取締役　安田　弘	平成30年３月29日就任以降に開催された取締役会５回のうち４回に出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　西浦三郎	当事業年度に開催された取締役会７回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　角　秀洋	当事業年度に開催された取締役会７回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、平成30年７月１日付で法人名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,650千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,650千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人から提出された監査内容、監査時間などの報酬見積の算出根拠等について、前期の実績評価を踏まえて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．会社の体制および方針

⑴ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。

ロ．当社は、当社および当社子会社（以下「当社グループ」という）における取締役および使用人を含めた行動規範として「テイセンの企業行動憲章」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を定め、その周知徹底を図る。

ハ．当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」により、当社グループにおける法令および定款等の遵守を統括する。また、内部統制の実施状況を検証するため、業務・品質監理室は「内部監査規程」に基づいて内部監査を行い、その結果をコンプライアンス委員会および監査役会に報告する。

ニ．当社は、通報相談窓口を設け、取締役および使用人の職務執行に係わるコンプライアンス等の遵守を図る。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係わる情報を文書で保存し、文書の保存期間その他の管理体制については、「文書管理規程」等によるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」のほか有事の対応を定めた諸規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を確立する。また、当社の各業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理の体制を構築する権限と責任を有する。また、当社のコンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に統括、管理する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、営業担当取締役を中心に構成される経営会議および取締役会を通じて月次業績のレビューと改善策の実施など、当社グループの各取締役の業務執行の効率的運営と監視体制の整備を行う。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループ各社の業務の適正を確保するため、当社グループ「企業行動憲章」の、グループ全体への浸透を図る。

ロ．当社は、グループ全体を対象としたリスク管理規程、コンプライアンス規程、職務権限規程、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程その他の業務の適正化のための規程ならびに内部牽制システム等の整備を行う。

ハ．当社は、「関係会社管理運営規程」にしたがい、当社グループの各社をして、子会社の経営上の重要事項について事前協議または報告をさせるとともに、当社グループ各社を含めた役員・部長連絡会を定期的に開催するなど、意思決定の迅速化と情報や課題の共有化に努める。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

ロ．監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には、当該他の部署の業務に対して監査役の指揮命令を優先させる。

ハ．上記⑥イ.に基づき配置された使用人の任命、評価・異動等については、監査役会の意見を尊重する。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社グループの取締役、監査役（当社子会社の監査役に限る）および使用人は、当社の監査役に下記の事項につき報告することとする。

（ア）コンプライアンスに反する事項

（イ）各部門の業務執行ならびに経営状況に係わる重要な事項

（ウ）当社グループの経営・業績に著しい影響を及ぼす重要な事項

（エ）内部監査の状況およびリスク管理に関する状況

ロ．当社は、当社自らまたは当社子会社をして、前項に基づく報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止させるものとし、かかる取り扱いを周知徹底させる。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社の監査役は必要に応じ、独自に顧問弁護士を委嘱し、また、より専門性の高い事項については、専門家から助言を受ける機会を保障されるものとし、その費用を会社に求めることができる。

ロ．業務・品質監理室内部監査グループは監査役との連携を保ち、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営企画部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行うものとする。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記⑴の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況につきましては、継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告の上、必要に応じて審議を経ております。また、かかる調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

コンプライアンス体制につきましては、毎月、社内の各部署およびグループ各社に対してその運用状況について本社経営企画部あてに報告を求め、本社経営企画部がその結果を２カ月に１度開催される「コンプライアンス委員会」で報告・審議するなど、その運用の適正化を図るとともに、「内部統制委員会」を中心に、内部統制の適正な運用と財務報告の信頼性確保に向けての諸施策を推進しております。また、法令・定款の遵守、企業倫理の確立と経営の健全化に向けて、都度、各種社内規程の改定を行っているほか、法令および社内ルールの遵守を求めた「テイセンの企業行動憲章」や「コンプライアンスマニュアル」を活用した社内セミナーの開催など、コンプライアンス意識の徹底・浸透にも努めております。

想定される事業上のリスクとその対応につきましては、「リスク管理規程」に基づき、毎月、本社経営企画部が中心となって各種のリスク関連情報を収集し、２カ月に１度開催される「リスク管理委員会」で報告・検討するなど、迅速かつ的確な対応に努めております。

⑶ 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、また、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきであると考えておりますが、十分な時間や情報を提供せずに株主共同の利益を毀損するもの等の当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に上記決定を支配する者として適当ではないと判断します。

Ⅱ　基本方針の実現に資する取組み

当社グループは創業時から受け継がれた「社会の安全と生活文化の向上に貢献する企業」を基本理念とし、戦前は製麻事業を中心に広く国家的貢献を果たし、また、近時は総合防災事業とリネン事業という２つの価値ある事業を通じて、１世紀以上に亘り、社会・国民の安心・安全と良質な生活文化の向上に貢献してまいりました。

当社は、これらの事業活動を通じて、「一味ちがった優れた企業」「発展し成長を続ける企業」「社会や公共に大きく貢献する企業」の実現を目指しており、企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題として認識しております。

平成29年度からスタートした第四次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2019」では、

≪　災害の多発化・激甚化に備え　先進的防災事業を確立
社会や事業の安心・安全に貢献する！　≫ を目標に、

１．重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する
２．基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する
３．公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
４．セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する
５．当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨きあげる
（１）消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の
４事業分野で確固たる業界№１の地位を確立する
（２）水害に備える消防防災の基本装備を刷新する商材を用意し その普及に努める
６．収益力の持続的強化を目指す

などのテーマを掲げ、グループ一丸となって取り組んでおります。

東日本大震災以降、当社を取り巻く事業環境が大きく変化し、防災を巡る考え方も大きく変わってきています。時代の急務である、大規模自然災害や大規模産業災害、テロなど特殊災害への備えに向けて、当社の社会的使命も益々重くなっていることから、当社はその事業をもって、社会的役割・責任を果たすことで社会に貢献してまいります。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

以上の基本方針に照らしそのような不適切な者によって当社の方針決定が支配されることを防止すべく、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すること等を目的として、当社は、平成23年３月30日開催の第85期定時株主総会においてその導入について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成26年３月27日開催の第88期定時株主総会および平成29年３月30日開催の第91期定時株主総会において継続承認をいただき、当社株式の大規模買付行為（議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を定め、また、本対応方針の運用に関わり、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールの内容は、大規模買付者による必要かつ十分な情報（大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的、買付後の経営方針等の情報であり、株主の皆様の判断に必要と認める場合に公表することがあります。）提供に基づき、また、社外監査役等により構成される当社から独立した特別委員会の勧告を踏まえて、当社取締役会が大規模買付行為を評価検討するというものです。

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず、かつ、当社の企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な場合や、大規模買付ルールは遵守されるものの、当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合（大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである場合等）には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社新株予約権の無償割当て（効果を勘案して行使期間や行使条件、取得条項を設けることがあります。）を含む相当な対抗措置を発動することがあり、発動を決定した場合には、対抗措置を講ずるほか、適用ある法令・金融商品取引所規則等に従い適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針は、平成32年３月開催予定の定時株主総会の終結の時又は当社の定時株主総会若しくは取締役会において廃止する旨の決議が行われる時まで有効とし、今後の本対応方針の継続についても、同様に、定時株主総会の承認を得ることとしております。

Ⅳ　対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

①本対応方針が、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を検討した上で作成したものであり、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、②当社の大規模買付行為に対する対抗措置が、特別委員会の勧告を受けるほか、あらかじめ定められた合理的客観的発動条件が充足されなければ発動されないように設定されていること、③大規模買付ルールの制定及び継続について、株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいていること等から、対抗措置は、基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものでもなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

なお、以上の詳細につきましては当社ウェブサイト（株主・投資家情報の「IRニュース一覧（2017年２月13日付け掲載」）をご参照ください。

連結貸借対照表

平成30年12月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**37,732,864**	**流動負債**	**7,825,802**
現金及び預金	8,514,303	支払手形及び買掛金	5,494,269
受取手形及び売掛金	8,156,345	長期借入金（返済1年以内）	77,200
有価証券	12,449,990	未払法人税等	835,862
商品及び製品	6,211,966	役員賞与引当金	6,000
仕掛品	1,214,931	受注損失引当金	5,108
原材料及び貯蔵品	554,598	その他	1,407,362
繰延税金資産	229,832	**固定負債**	**6,989,132**
その他	401,571	長期借入金	78,600
貸倒引当金	△674	預り保証金	737,360
固定資産	**24,599,437**	繰延税金負債	5,708,135
（有形固定資産）	**(5,100,274)**	退職給付に係る負債	114,930
建物及び構築物	2,598,908	資産除去債務	30,376
機械装置及び運搬具	308,127	長期未払金	319,730
工具器具及び備品	330,165	**負債合計**	**14,814,935**
土地	1,672,809	純資産の部	
建設仮勘定	190,263	**株主資本**	**34,341,063**
（無形固定資産）	**(46,449)**	資本金	1,444,090
（投資その他の資産）	**(19,452,713)**	資本剰余金	818,461
投資有価証券	18,967,247	利益剰余金	32,454,908
退職給付に係る資産	25,418	自己株式	△376,396
繰延税金資産	41,113	**その他の包括利益累計額**	**12,626,892**
その他	422,092	その他有価証券評価差額金	12,687,304
貸倒引当金	△3,159	繰延ヘッジ損益	△60,412
		新株予約権	**549,411**
		純資産合計	**47,517,366**
資産合計	**62,332,302**	**負債及び純資産合計**	**62,332,302**

連結損益計算書

自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日

（単位：千円）

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		**29,656,302**
売上原価		**20,583,229**
売上総利益		**9,073,072**
販売費及び一般管理費		**4,597,546**
営業利益		**4,475,526**
営業外収益		
受取利息	314	
受取配当金	465,872	
持分法による投資利益	3,086	
その他	86,276	555,550
営業外費用		
支払利息	4,622	
為替差損	406	
租税公課	14,929	
減価償却費	6,943	
その他	9,941	36,843
経常利益		**4,994,232**
特別利益		
投資有価証券売却益	305,563	305,563
特別損失		
固定資産処分損	152,696	
解体撤去費用	162,117	314,814
税金等調整前当期純利益		**4,984,981**
法人税、住民税及び事業税		1,534,229
法人税等調整額		47,215
当期純利益		**3,403,536**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,403,536**

連結株主資本等変動計算書

自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,415,310	789,681	30,100,480	△375,324	31,930,148
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	28,779	28,779			57,559
剰余金の配当			△1,049,109		△1,049,109
親会社株主に帰属する当期純利益			3,403,536		3,403,536
自己株式の取得				△1,071	△1,071
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	28,779	28,779	2,354,427	△1,071	2,410,915
当期末残高	1,444,090	818,461	32,454,908	△376,396	34,341,063

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	16,682,658	26,285	16,708,943	450,514	49,089,605
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					57,559
剰余金の配当					△1,049,109
親会社株主に帰属する当期純利益					3,403,536
自己株式の取得					△1,071
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△3,995,353	△86,697	△4,082,051	98,897	△3,983,154
連結会計年度中の変動額合計	△3,995,353	△86,697	△4,082,051	98,897	△1,572,239
当期末残高	12,687,304	△60,412	12,626,892	549,411	47,517,366

貸借対照表

平成30年12月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**30,184,923**	**流動負債**	**5,993,941**
現金及び預金	4,212,249	支払手形	882,202
受取手形	1,231,331	買掛金	3,139,147
売掛金	4,966,016	長期借入金（返済1年以内）	77,200
有価証券	11,999,990	未払金	630,251
商品及び製品	5,916,155	未払費用	50,223
仕掛品	854,044	未払法人税等	643,826
原材料及び貯蔵品	440,312	前受金	283,014
前渡金	240,392	預り金	108,431
前払費用	53,405	役員賞与引当金	6,000
繰延税金資産	196,254	受注損失引当金	2,458
その他の流動資産	74,768	その他の流動負債	171,185
固定資産	**24,835,060**	**固定負債**	**6,825,525**
（有形固定資産）	**（5,218,270）**	長期借入金	78,600
建物	2,380,230	預り保証金	714,892
構築物	164,124	繰延税金負債	5,699,881
機械及び装置	179,199	資産除去債務	12,421
車両運搬具	72,769	長期未払金	319,730
工具器具備品	305,570	**負債合計**	**12,819,466**
土地	1,926,071	純資産の部	
建設仮勘定	190,305	**株主資本**	**29,026,264**
（無形固定資産）	**（38,508）**	資本金	1,444,090
（投資その他の資産）	**（19,578,281）**	資本剰余金	818,461
投資有価証券	18,853,938	資本準備金	816,670
関係会社株式	352,785	その他資本剰余金	1,791
前払年金費用	25,418	利益剰余金	27,140,109
その他の投資	346,138	利益準備金	180,000
資産合計	**55,019,983**	その他利益剰余金	26,960,109
		配当引当積立金	120,000
		圧縮記帳積立金	238,430
		別途積立金	4,830,000
		繰越利益剰余金	21,771,679
		自己株式	△376,396
		評価・換算差額等	**12,624,842**
		その他有価証券評価差額金	12,685,254
		繰延ヘッジ損益	△60,412
		新株予約権	**549,411**
		純資産合計	**42,200,517**
		負債及び純資産合計	**55,019,983**

損　益　計　算　書

自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日

（単位：千円）

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		**23,110,216**
売上原価		**16,135,812**
売上総利益		**6,974,403**
販売費及び一般管理費		**3,339,969**
営業利益		**3,634,434**
営業外収益		
受取利息及び配当金	533,168	
雑収入	49,574	582,743
営業外費用		
支払利息	4,584	
為替差損	406	
租税公課	14,929	
減価償却費	6,943	
雑支出	8,277	35,140
経常利益		**4,182,037**
特別利益		
投資有価証券売却益	305,563	305,563
特別損失		
固定資産処分損	152,696	
解体撤去費用	162,105	314,802
税引前当期純利益		**4,172,798**
法人税、住民税及び事業税		1,229,930
法人税等調整額		50,232
当期純利益		**2,892,634**

株主資本等変動計算書

自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日

（単位：千円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						配当引当積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,415,310	787,890	1,791	789,681	180,000	120,000	254,965	4,830,000	19,911,618	25,296,583	△375,324	27,126,250
当事業年度中の変動額												
新株の発行（新株予約権の行使）	28,779	28,779		28,779								57,559
剰余金の配当									△1,049,109	△1,049,109		△1,049,109
固定資産圧縮積立金の取崩し							△16,534		16,534	－		－
当期純利益									2,892,634	2,892,634		2,892,634
自己株式の取得											△1,071	△1,071
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
当事業年度中の変動額合計	28,779	28,779	－	28,779	－	－	△16,534	－	1,860,060	1,843,525	△1,071	1,900,013
当期末残高	1,444,090	816,670	1,791	818,461	180,000	120,000	238,430	4,830,000	21,771,679	27,140,109	△376,396	29,026,264

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	16,677,686	26,285	16,703,971	450,514	44,280,736
当事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					57,559
剰余金の配当					△1,049,109
固定資産圧縮積立金の取崩し					－
当期純利益					2,892,634
自己株式の取得					△1,071
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△3,992,431	△86,697	△4,079,129	98,897	△3,980,232
当事業年度中の変動額合計	△3,992,431	△86,697	△4,079,129	98,897	△2,080,219
当期末残高	12,685,254	△60,412	12,624,842	549,411	42,200,517

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年２月13日

帝国繊維株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日　高　真理子　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　甲　斐　靖　裕　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、帝国繊維株式会社の平成30年１月１日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年２月13日

帝国繊維株式会社
　取　締　役　会　　御　中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日　高　真理子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲　斐　靖　裕	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、帝国繊維株式会社の平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年２月14日

帝国繊維株式会社　監査役会

常勤監査役　　横山良二 ㊞

社外監査役　　西浦三郎 ㊞

社外監査役　　角　秀洋 ㊞

以　上

メモ欄

メモ欄

定時株主総会会場ご案内図

会場　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル３階
ベルサール八重洲　ＲＯＯＭ１・２・３
電話　03－3548－3770

近隣には「ベルサール東京日本橋」もございますので、
ご来場の際にはお間違えのないようご注意ください。

■　最寄駅　JR東京駅　八重洲北口より徒歩５分
東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅　Ａ７出口直結

（ご注意）
※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。